

尾鷲熊野森林計画区 国有林野の管理経営



大又国有林（熊野市）

第4次地域管理経営計画 第4次 国有林野施業実施計画

計画期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日

近畿中国森林管理局

1 はじめに

国有林野事業では、全国に158ある森林計画区毎に、「地域管理経営計画」と「国有林野施業実施計画」を策定しています。

平成24年度には、三重県の南部に位置する尾鷲熊野森林計画区において、「国有林野の管理経営に関する基本的事項」や「国有林野の維持及び保存に関する事項」、「国民の参加による森林の整備に関する事項」などについて、平成25年度を始期とする5年間の計画を策定しました。

以下に計画の概要を紹介します。

〈 策定する2つの計画 〉

①地域管理経営計画とは

森林管理局長が、農林水産大臣の定める国有林野の管理経営に関する基本的な計画に即して、流域を単位として定められた森林計画毎に、今後5年間を見通した管理経営の基本的事項を定める計画です。

②国有林野施業実施計画とは

地域管理経営計画に即して、森林管理局長が、箇所別（林小班単位）に、今後5年間の伐採、更新等の保育及び林道、治山の事業量を定める計画です。

2 尾鷲熊野森林計画区の特徴

尾鷲熊野森林計画区は三重県の南部に位置しています。

国有林野面積は10,441haで、主に紀北町、尾鷲市、熊野市の西部、台高山脈の南側に分布し、ごく一部が熊野灘に面した海岸部に所在しています。

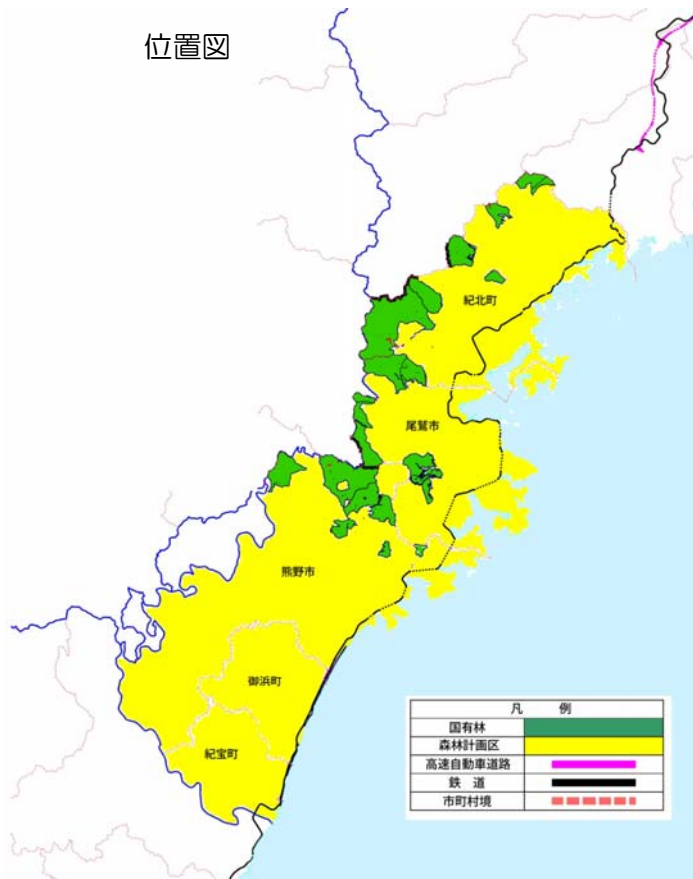
海岸林以外の国有林野は、ほとんどが水源涵養保安林や土砂流出防備保安林に指定され、水源涵養機能や山地災害防止機能の発揮に重要な役割を担っています。

海岸沿いに位置する七里御浜国有林は、防風保安林と保健保安林に指定されています。



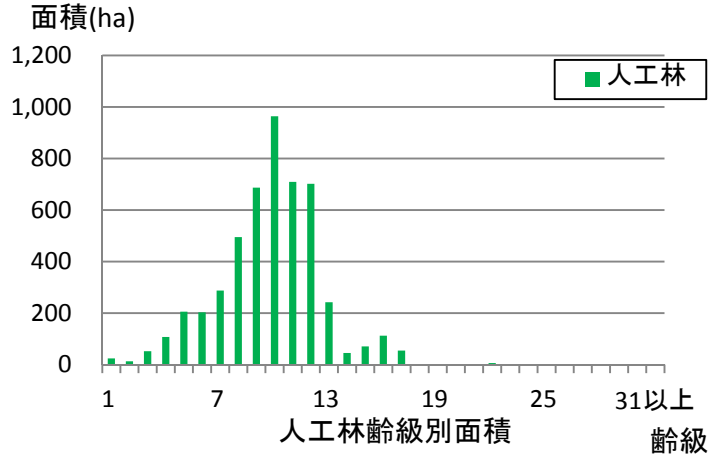
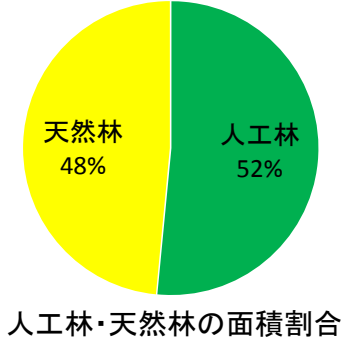
水源涵養保安林（古和谷国有林：尾鷲市）

位置図



森林の現況

〇面積の52%を占める人工林の生育は中庸で、スギが44%、ヒノキが45%、クロマツが3%を占めています。天然林は48%で、標高の高い地域にはブナやミズナラを主体とする落葉広葉樹林が、標高の低い地域にはシイやカシを主体とする常緑広葉樹林が分布しています。

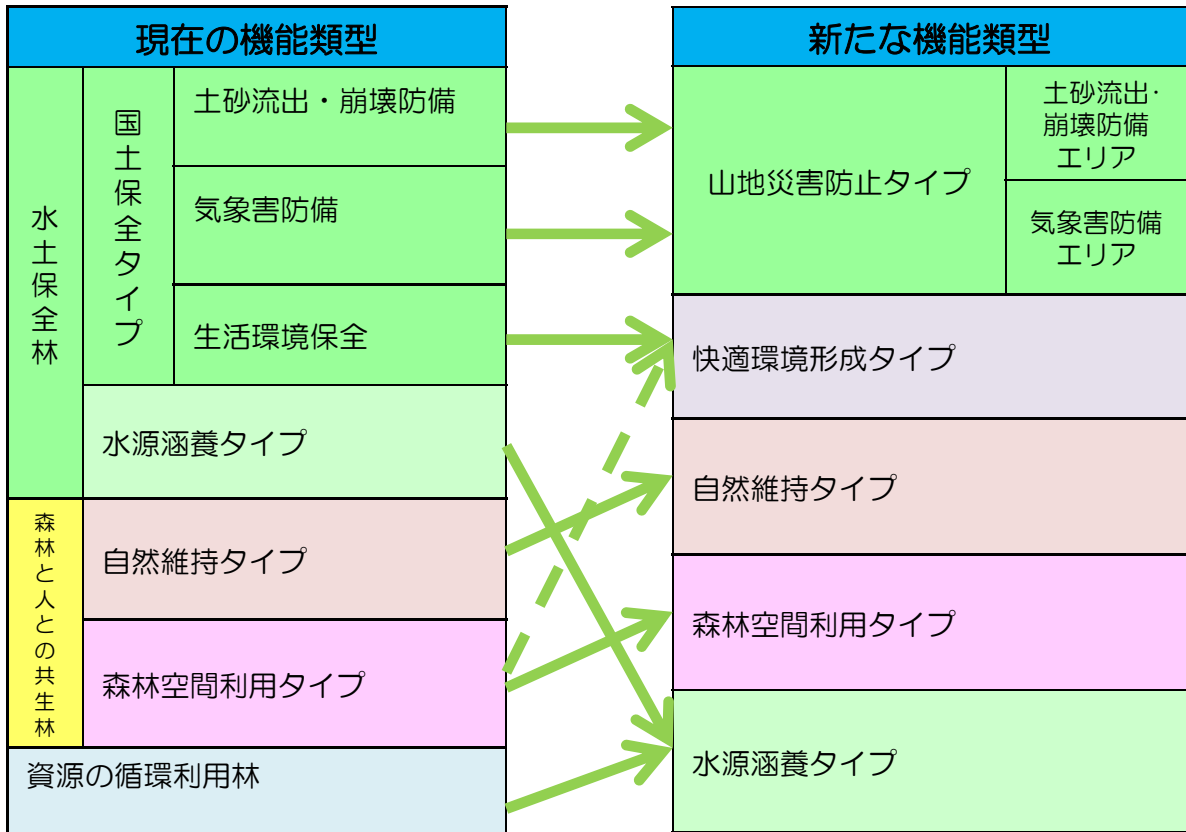


注：年齢級とは、5年をひとくりにし、林齢1～5年生を1年齢級、6～10年生を2年齢級、以下、3年齢級、4年齢級と続く

3 計画策定のポイント

(1) 機能類型の変更

国有林野の管理経営に関する基本計画、国有林野管理経営規程などの一部改正に伴い、国有林野の機能類型を「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3区分から「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」の5区分へ変更します。



木材生産機能の発揮に関する考え方については、5区分の機能類型に応じた適切な施業の結果得られる木材を計画的に供給することによって、木材生産機能の発揮を確保するものとします。

(2) 新計画の要点

- ① 地球温暖化防止や水源涵養機能の維持増進、災害に強い森を目指し、約81千㎡の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。
- ② 民有林や流域における整合を図るため、水源涵養タイプにおいて、長伐期施業群への見直しを行いました。
- ③ 貴重な植物群落の保全を図るために設定している「植物群落保護林」（4箇所）の適切な保護管理に努めます。
- ④ 「レクリエーションの森」に指定している七里御浜国有林において、引き続き「ふれあいの森」を設定し、国民による森林整備活動を実施する場としてフィールドを提供します。



長伐期施業群へ見直しした
大河内山国有林（紀北町）

大又モミ・ツガ植物群落保護林
大又国有林（熊野市）



4 計画の概要

(1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(ア) 機能類型に応じた管理経営

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため機能類型区分を行い、次のとおり各機能の発揮を目的とした管理経営を行います。

山地災害防止タイプ

災害に強い国土基盤を形成する観点から、山地災害防止機能及び土壌保全機能の発揮を第一とし、安全で快適な国民生活を確保することを重視する国有林野です。「土砂流出・崩壊防備エリア」と「気象害防備エリア」に区分し、森林の整備に当たっては、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえ、適切な間伐等を推進し、健全な林分の育成に努めます。



自然維持タイプ

生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全を図る観点から、生物多様性の保全機能の発揮を第一とすべき国有林野です。森林の整備に当たっては、原則として自然の推移に委ねることとし、野生動植物の生息・生育環境の保全等に配慮した管理経営を行います。



森林空間利用タイプ

国民に憩いと学びの場を提供したり、豊かな自然景観や歴史的風致を構成したりする観点から、保健・文化・レクリエーション機能の発揮を第一とすべき国有林野です。森林の整備に当たっては、育成複層林へ導くための施業の積極的な導入により針広混交林の造成を図るなど、景観の向上や野外レクリエーションに考慮します。



快適環境形成タイプ

騒音や粉塵等から地域の快適な生活環境を保全する観点から、快適環境形成機能の発揮を第一とすべき国有林野です。森林の整備に当たっては、保全対象と当該林分の位置関係、森林の現況等を踏まえた施業管理を行います。



水源涵養タイプ

良質な水の安定供給を確保する観点から、水源涵養機能を全ての国有林野において発揮が期待される基礎的な機能と位置づけ、上記のタイプに掲げるものを除く全ての国有林野です。森林の整備に当たっては、根系や下層植生の発達を促すための適切な間伐、人工林における複層林や針広混交林への誘導等を目的とした育成複層林へ導くための施業及び長伐期施業の推進を図り、健全な林分の育成に努めます。



尾鷲熊野計画区の機能類型別の森林の面積

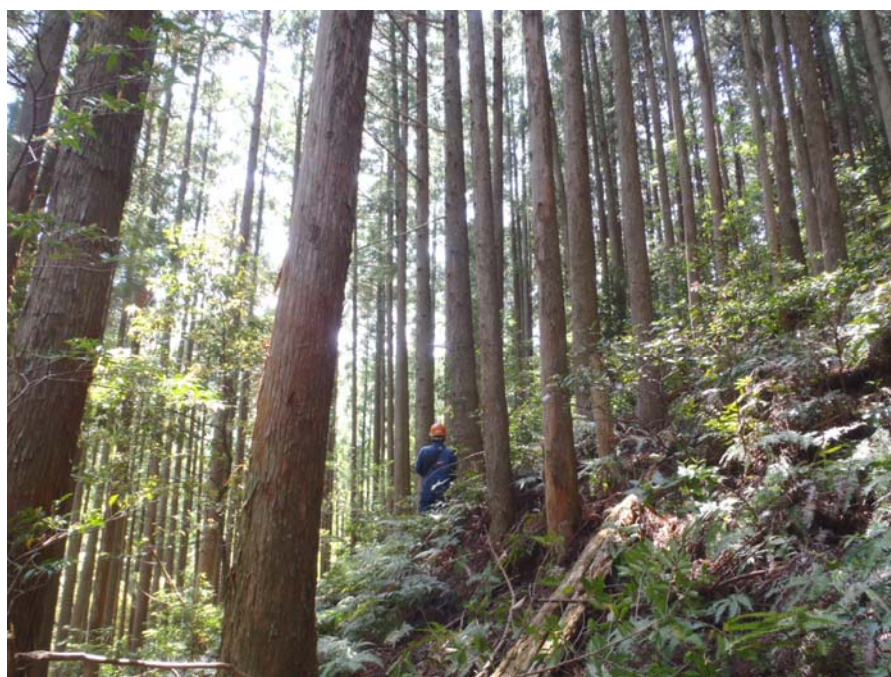
区分	山地災害	自然維持	空間利用	快適環境	水源涵養	合計
面積(ha)	4,325	156	92	—	5,868	10,441
比率(%)	41	1	1	—	56	100

注：四捨五入により内訳と計が合わないことがある。

(イ) 主要事業

伐採については、主伐で分収林契約に基づく皆伐を約39千m³、間伐で約81千m³（約684ha）を計画します。

種 類		第4次計画	第3次計画
伐採総量	主 伐	38,647m ³	7,646m ³
	間 伐	81,316m ³	194,485m ³



主伐指定箇所：鍛冶屋又国有林（紀北町）

計画期間における、更新、保育、林道、治山の各事業は下表のとおり計画します。

種 類		第4次計画	第3次計画
更新総量	人工造林	82.65ha	21.77ha
	天然更新	—	2.02ha
保 育	下 刈	255.29ha	162.71ha
	除 伐	48.03ha	135.11ha
林道事業	開 設	—	11,480m
	改 良	5,850m	12,300m
治山事業	保全施設	24箇所	16箇所
	保安林整備	42.25ha	361.20ha

**(ウ) 森林の流域管理システムの下での
森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項**

森林計画の策定及び同計画に基づく各種事業の実施に当たっては、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じて、府県、市町村等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力、資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組みます。

具体的には、流域内で優先的に取り組むべき課題を整理し、府県、市町村、地域住民等の要望を踏まえ、以下の取組について国有林野事業が率先して行う取組内容等を年度毎に整理のうえ取り組みることとします。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

府県、市町村、林業事業体等と連携し、地形等諸条件に適合した機械の組合せと生産性を検証し、効率性の高い作業システムの構築を図るとともに、高性能林業機械研修会等を開催し、民有林における普及・定着に努めます。

② 林業事業体の育成

林業事業体の育成・強化を図るため、民有林及び関係機関と連携して、森林共同施業団地の設定等による事業量の確保、事業の計画的発注、広域就労の促進等により雇用の長期化、安定化を図るとともに、緑の雇用対策へのフィールドの提供や林業事業体の実施する研修等への講師派遣等の技術的支援等に取り組みます。

③ 民有林と連携した施業の推進

地域における施業集約化の取り組みを支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林整備協定を締結するとともに森林共同施業団地を設定し、民有林と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐の実施等に取り組みます。

④ 森林・林業技術者等の育成

市町村行政への支援を行うため、市町村森林整備計画の策定や実行管理の支援、森林経営計画の認定支援、事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するほか、大学等関係機関と連携した取組に努めます。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

林業の低コスト化に向けた情報交換会、低コスト作業システムや新たな技術開発導入等に向けた検討会、国有林野のフィールドを活用した先駆的技術や手法についての事業レベルでの試行の実施、情報発信等に関係機関と連携のうえ取り組みます。

⑥ その他

その他の流域管理システムの下での森林・林業の再生に向けた貢献に必要な取組としては、①計画的な木材供給の推進として、システム販売等の実施による木材の安定供給体制の整備等、②安全・安心への取組として、民有林と国有林が連携した森林保全事業（治山工事、保安林整備等）等、③生物多様性保全に配慮した取組として、モニタリング調査や検討会の実施等、④上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供や林業体験活動等として、教育機関、地元ボランティア等と連携した森林環境教育等に取り組みます。

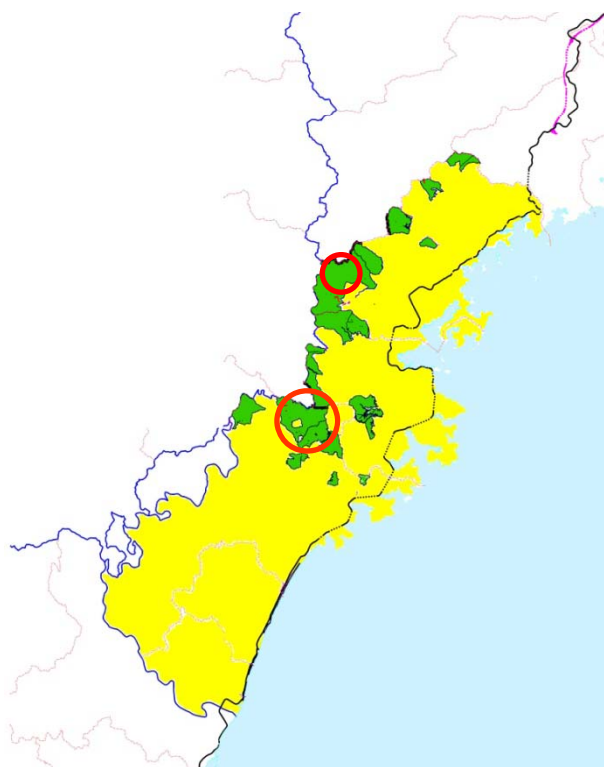
森林共同施業団地

名称	対象地 (林班)	面積 (ha)	連携した施業の内容	備考
大又	民	1273	効率的な路網の整備による 森林整備	
	国	大又837~851		

(2) 国有林野の維持及び保存に関する事項

保護林

貴重な植物群落を保護するため、「植物群落保護林」を設定しており、モニタリング調査を通じた適切な保護管理に努めるとともに、大学や研究機関へ学術研究のフィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努めます。



大又文政スギ植物群落保護林
大又国有林(熊野市)

種類	名称	特徴等	面積 (ha)	備考
植物群落保護林	二ノ俣ツガ	スギ、ツガを主体とした天然生針葉樹林の保護	12.55	
	大又トガサワラ	当地方の希少な樹種であるトガサワラ林の保護	7.10	
	大又モミ・ツガ	モミ・ツガの高齢級林分の保護	9.67	
	大又文政スギ	文政年間に植林されたスギ林の保護	1.50	

(3) 林産物の供給に関する事項

木材の計画的な供給

木材の供給に当たっては、地形等に適合した搬出システムを選択することを基本に、可能な限り、列状間伐、路網、高性能林業機械の3つを組み合わせた低コストで効率的な間伐を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の計画的な供給に努めます。

また、民有林と連携して、間伐の生産性向上を図るとともに、需要者のニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を推進します。

架線による搬出間伐
西谷国有林(熊野市)



木の文化を支える森づくり

世界文化遺産などに指定されている歴史的木造建造物の維持・修繕に必要な檜皮の持続的な供給のため、「檜皮採取対象林」を設定しています。



檜皮採取対象林:大又国有林(熊野市)

設定の目的	国有林名(市町村)	面積(ha)	備考
檜皮採取対象林	大又(熊野市)	5.32	

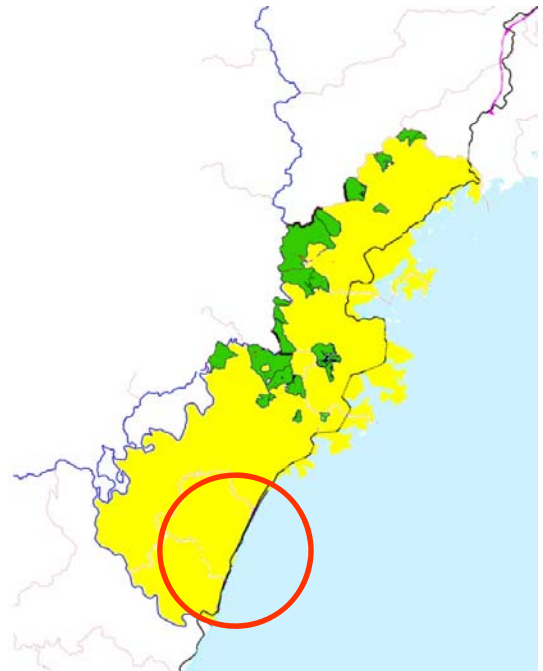
(4) 国有林野の活用に関する事項

保健・文化・教育的な活動への利用推進

森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資するため、国有林野のうち、自然環境が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適したものと及び快適な生活環境を保全・形成する上で重要な役割を果たしている「森林空間利用タイプ」のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定し、広く国民の利用に提供しています。



七里御浜風景林の遠景と散策道
七里御浜国有林(熊野市、紀宝町、御浜町)



種類	名称	国有林名 (市町村)	面積 (ha)	既存施設の概要
風景林	七里御浜	七里御浜(熊野市、紀宝町、御浜町)	80.53	<ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道等(国) ・休憩舎等(三重県) ・公衆便所等(紀宝町) ・休憩舎等(御浜町)

注：「既存施設の概要」は整備された代表的な施設の概要で()は管理主体等。

(5) 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

ア 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため必要と認めるときは、国有林野と一体として整備保全を行うことが相当と認められる私有林野の森林所有者等と公益的機能維持増進協定を締結して、当該協定に係る森林の整備及び保全を行います。

森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域における外来樹種の駆除等を私有林野と一体的に実施する取り組みを推進することとし、このことを通じて私有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとします。

イ 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、私有林野の森林所有者等へも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での国有林野と一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとします。

(6) 国民の参加による森林整備に関する事項

自主的な森林整備等へのフィールドの提供

森林に対する関心が高まり、ボランティア活動等を通じて一般市民が森林づくりに参加する取組が増加しています。このような取組は森林整備への貢献に加え、森林や林業に対する理解の増進を図る上で重要なものです。

このため、NPOや企業等が行う自主的な森林整備等のフィールドとして、「ふれあいの森」を引き続き設定します。

今後は、「社会貢献の森」、「多様な活動の森」等の設定に努めます。

ふれあいの森での植樹
七里御浜国有林(熊野市)



設定の目的	名称	国有林名(市町村)	面積(ha)	備考
ふれあいの森	七里御浜	七里御浜(熊野市、紀宝町、御浜町)	91.49	

森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ森林環境教育に取り組みます。

学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」の設定や学校分収造林の活用、森林管理局や森林管理署等の主催による林業体験や森林教室等の体験活動、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等の取組を推進します。

教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、森林環境教育のプログラムや教材の提供等、波及効果が期待される取組を積極的に推進するとともに、農山漁村における体験活動とも連携した取組にも努めます。

(7) その他必要な事項

文化財保全への貢献

世界文化遺産の「紀伊山地の霊場と参詣道」の「熊野参詣道」に隣接する七里御浜国有林に、文化的景観の保全を図る場、森林と文化財とのかかわり等を学習する場として、「世界文化遺産貢献の森林」を設定しています。



設定の目的	名称	国有林名 (市町村)	面積 (ha)	備考
世界文化遺産 貢献の森林	紀伊山地の霊場と 参詣道周辺の国有林	七里御浜（熊野市、紀宝町、 御浜町）	91.69	

【本冊子に関するお問合せ先】

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号

林野庁 近畿中国森林管理局 計画部 計画課

TEL(代) : 050-3160-6700

〒519-0116 三重県亀山市本町1-7-13

林野庁 近畿中国森林管理局 三重森林管理署

TEL(代) : 050-3160-6110